

5-3 再発性の失神・不整脈を原因とする失神（ペースメーカーを植え込んでいる者である場合）関係
診 断 書 (高知県公安委員会提出用)

| | | |
|---|---|-------------|
| 1 | 氏 名 | 男・女 |
| | 生年月日 M・T・S・H | 年 月 日生 (歳) |
| | 住 所 | |
| 2 | 医学的判断 病 名 (I) | |
| | 総合所見（現病歴、現在症、重症度、経過、治療状況など） | |
| 3 | 現時点での症状（運転能力及び改善の見込み）についての意見 | |
| | (1) ペースメーカーを植込み後に不整脈により意識を失ったことがある場合 | |
| | ア 植込み後、意識を失ったのは、() が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。 | |
| | イ 植込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 | |
| | ウ 植込み後、意識を失ったのは、() が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 | |
| | エ 植込み後、意識を失ったのは、() が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後 () 年程度あれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。 | |
| | オ 上記「ア」とはいえないが、6月 () 月以内に、上記「ア」と診断できることが見込まれる。 | |
| | カ 上記「イ」とはいえないが、6月 () 月以内に、上記「イ」と診断できることが見込まれる。 | |
| | キ 上記「ウ」とはいえないが、6月 () 月以内に、上記「ウ」と診断できることが見込まれる。 | |
| | ク 上記「エ」とはいえないが、6月 () 月以内に、上記「エ」と診断できることが見込まれる。 | |
| | ケ 上記以外。（発作のおそれの観点から運転を控えるべき） | |
| | □ | |

(2) ペースメーカーを植込み後に不整脈により意識を失ったことがない等の場合、及び医師から運転を控えるよう助言を受けている場合

ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 上記「ア」とまではいえないが、6月（ 月）以内に、上記「ア」と診断できることが見込まれる。

ウ 上記以外。（発作のおそれの観点から運転を控えるべき）

4 その他特記すべき事項

※3については該当する項目に○印の記載をお願いします。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院または診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名